

1 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、勤労者の生涯を通じた生活の安定、福利・厚生に関する総合的かつ効果的な福祉対策事業を行い、もって勤労者の豊かでゆとりある生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の子弟に対する奨学金の貸与事業
- (2) 勤労者の福祉向上に関する調査研究事業
- (3) 勤労者の福祉向上に関する講演会等の開催及び研修会事業
- (4) 勤労者の福利厚生に関する補助事業
- (5) 勤労者の相互救済に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第5号の事業の実施に必要な事項については、その種類毎に共済事業規則で定めるものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人認可申請時の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理及び会計処理規則によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理

- 専長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の承認を受けた書類については、直近の評議員会に提出し、その内容を報告しなければならない。
 - 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、専長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員14名以上20名以内を置く。

(評議員の選任)

- 第12条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任されるまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

- 第14条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が1千万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評 議 員 会

(構 成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議の場合には、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 評議員又は監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が、第11条又は第27条に定め

る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款に定めるところにより、その業務を執行するとともに、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、法令、定款及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項のほか法令に定められた業務を行う。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

- 2 監事の報酬等は、評議員会の決議によって定める。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第35条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令

に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、すべての監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定により、役員を免除する旨の決議を理事会で行ったときは、理事長は、遅滞なく、次に掲げる事項及び責任を免除することに異議ある場合には一定の期間内に当該異議を述べる旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は1か月を下ることができない。
 - (1) 責任の原因になった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 4 総評議員の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく免除をしてはならない。

第6章 理 事 会

（構 成）

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第37条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

（招 集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的な方法で、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議 長）

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監事はその提案について異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 顧問

(顧問)

第46条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問は、理事会において選任する。

4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

6 前項の規定にかかわらず、職務の内容によって報酬を支給する必要がある場合は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第12条及び第14条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の使用人を置く。
- 3 事務局長などの重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の使用人は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 公益目的支出計画

(公益目的支出の義務)

第52条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第45条の認可申請に当たり作成した整備法第119条第1項所定の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を認可行政庁から受けるまで、公益目的支出計画に定めたところに従って支出する。

- 2 前項の公益目的支出計画の変更（法令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、法令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

(公益目的支出計画実施報告書の提出等)

第53条 この法人は、事業年度毎に、法令で定めるところにより、公益目的支出計画実施報告書を作成しなければならない。

- 2 公益目的支出計画実施報告書については監事の監査を受け、理事会の承認を受ける。
- 3 理事長は、前項の監査を受けた公益目的支出計画実施報告書を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により提出され、又は提供された公益目的支出計画実施報告書の内容を定時評議員会に報告しなければならない。
- 5 この法人は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、当該事業年度の一般法人法第199条において準用する第129条第1項に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。

第11章 補 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は出店宏明とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石橋忠一、岡野龍廣、岡村将城、角田昭彦、兼吉勇治、川辺久紀、木村安雄、伍賀靖洋、坂井克好、塩満和彦、島田数夫、谷口英男、永田明光、名越信男、鍋島雅和、野中喜久夫、福田俊夫、前田隆司、宗盛文幸、村上誠

一部改訂 平成27年5月14日 第1回理事会
実施日 平成27年6月1日